

審査結果連絡に係る査定理由の記載について

本会の審査結果について、査定理由の詳細化を図るため、以下のとおり実施することといたします。

1. 審査結果については、現行、増減点事由記号（A～K）のみをお知らせしていましたが、記号に加え具体的な理由を記載いたします。
（「告示・通知の算定要件に合致していないと認められるもの」から順次実施いたします。）
2. 開始時期：令和4年11月審査分から
3. 関係帳票
 - ・ 増減点・返戻通知書
 - ・ 増減点連絡書（オンライン請求の保険調剤薬局のみ対象）

【保険調剤薬局（調剤）帳票例】

増減点連絡書はオンライン請求の保険調剤薬局のみが対象となります

月 分 増 減 点 連 絡 書

ページ

1

薬局コード

保険薬局名

薬局

御中

大阪府国民健康保険団体連合会

調剤 年月	受 付 番 号 レセプト番号	保険者番号等	区分	結付 区分	氏 名 調 剤 録 番 号	N o	調剤月日	法別	増減点数（金額）	事由	負担	請 求 内 容	負担	補 正 ・ 査 定 後 内 容
			家外		調剤サンプル TEST-01	04	.	00	-84	D	1	自家製剤加算、内服薬（錠剤等）	80	1 自家製剤加算、分割、内服（錠剤等） 審査結果の理由等：『自家製剤加算（内服、屯服、外用薬）（錠剤等）について、コメントに「粉碎」等の記載がなく算定されています。算定についてご注意ください。』
						合計		00	-84			1,719		1,655
<補正・査定後内容欄> ・ 査定の具体的な理由を印字します。 （「告示・通知の算定要件に合致していないと認められるもの」から段階的に実施します。） ・ 同帳票をCSVでダウンロードした場合もデータの「補正・査定後内容欄」に理由を設定します。														
備考														

記 号 凡 例

（増 減 点 事 由）

1 診療内容に関するもの

- A 療養担当規則等に照らし、医学的に保険診療上適応とならないもの
B 療養担当規則等に照らし、医学的に保険診療上過剰・重複となるもの
C 療養担当規則等に照らし、A・B以外で医学的に保険診療上適当でないもの
D 告示・通知の算定要件に合致していないと認められるもの

- J＊ 縦覧点検によるもの
Y＊ 横覧点検によるもの
T＊ 突合点検によるもの

2 事務上に関するもの

- F 固定点数が誤っているもの
G 請求点数の集計が誤っているもの
H 縦計計算が誤っているもの
K その他

（補正・査定後内容）

突合点検

処方箋を発行した医療機関のレセプトとの照合点検により
補正・査定された内容

医療機関番号			

令和 年 月請求分（ 月診療分） 診療報酬明細書を審査した結果、下記のとおり請求点数増減返戻がありましたのでお知らせします。

1/ 1頁

・査定の具体的な理由を印字します。※電子請求されたものに限る
(「告示・通知の算定要件に合致していないと認められるもの」から段階的に実施します。)

[illegible]